

①FPと倫理・関連法規

問1 2016- 5月- 1- 4 □□□	相続対策について相談を受けたファイナンシャル・プランナーのDさんは、関連資料として、国税庁ホームページから入手した相続・贈与税関係の法令解釈通達のコピーを顧客に渡したが、これは <u>著作権の著作物にあたるため、自由に引用してはならない。</u>
問2 2021- 5月- 1- 1 □□□	税理士の資格を有しないFPのBさんは、顧客から所得税の医療費控除について相談を受けたが、実際に支払った医療費のうち、 <u>保険金などで補てんされる金額</u> については医療費控除の対象とならないことを説明することはできない。
問3 2017- 5月- 1- 4 □□□	司法書士資格を有しないファイナンシャル・プランナーのDさんは、住宅ローンを完済した顧客の抵当権の抹消登記に関し、 <u>申請書類を作成して登記申請を代行した。</u>
問4 2021- 5月- 1- 4 □□□	金融商品取引業の登録を受けていないFPのDさんは、顧客と資産運用に関する <u>投資助言契約</u> を締結したうえで、値上がりが期待できる株式の <u>個別銘柄</u> の購入を勧めた。
問5 2018- 5月- 1- 2 □□□	弁護士資格を有しないFPが、顧客からの要請に応じ、当該顧客を委任者とする <u>任意後見契約</u> の受任者となることはできない。
問6 2019- 1月- 1- 4 □□□	FPのDさんは、顧客から公正証書遺言の作成時の証人になることを要請され、証人としての欠格事由に該当しないことを確認しても、 <u>証人にはなれない。</u>

②ライフプランニングの手法

問7 2019- 1月- 2- 1,2と2018- 1月- 2- 4 □□□	Aさん（22歳）は、将来のために、受け取った初任給に銀行からの借入金を加えた資金を元手として、高い収益が見込める金融商品による積極的な運用を図ることにした。
	Bさん（19歳）は、将来のために、NISA（少額投資非課税制度）を利用して余裕資金を運用することにした。

問1	法律・条例・法令解釈・通達・判例には <u>著作権がないので、自由に引用することができる。</u>
問2	税理士資格がなくても、有償無償問わず、「 <u>一般的な解説や説明</u> 」をすることはできる。 Point 本肢では「実際に支払った医療費のうち、保険金などで補てんされる金額については医療費控除の対象とならない」という文言が「一般的な説明」にあたると分かれば、×と判断できますよね。
問3	司法書士の資格を有しないものが、申請書類を作成し登記申請を代行することは司法書士法違反にあたるので、 <u>することができない。</u>
問4	金融商品取引業の登録を受けていないものが、顧客と資産運用に関する <u>投資助言契約</u> を締結し、個別銘柄の購入を勧めることはできない。 Point 相談を受けたFPが顧客に対し、「投資信託の仕組みを説明すること」「元本保証がないことや為替レートの変動で差損益が生じる」等一般的説明なら、登録をしていなくてもできます。
問5	任意後見人には、弁護士資格がなくても <u>なることができる。</u>
問6	<u>公正証書遺言の証人は、相続人など一定の利害関係があるとなれないが</u> 、FPはなることができ るため、対価を受けて証人になることは問題ない。
問7	入社して間もない時期は、今後どのような状況になるか分からないため、 <u>いきなり借入れをして積極運用するのはリスクが高い。</u> Point まずは家計の管理をすることに集中し、仕事が安定してきたら金融商品の知識を身に付けながら、比較的安全性の高い商品から運用するといいですね。 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日以後、一般NISA・つみたてNISAについては18歳以上の方、ジュニアNISAについては0歳～17歳の方が利用できます。

①FPと倫理・関連法規

FPの業務関連法規

1 税理士法との兼ね合い

税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってはならない

- ✕ 有償無償に関わらず、確定申告書の作成や個別具体的な税務相談を行うこと
- 一般的な税法の解説、仮定の事例に基づく計算を行うこと

2 保険業法との兼ね合い

保険を募集するには内閣総理大臣（実務的には財務局）の登録を受けなければならない

- ✕ 保険業法上、募集人登録を受けずに保険を募集すること
- 生命保険の必要性を提案したり、保険商品の特徴や活用例を説明したりすること

3 金融商品取引法との兼ね合い

投資判断の助言や顧客資産の運用を行うには、金融商品取引業者（投資助言・代理業者・投資運用業者）としての登録を受けなければならない

- ✕ 有価証券の経済的な価値を分析したうえで、それを前提として、いつ、いかなる量でどのような投資をすればよいか等についてなされる判断に関する助言をすること
- 経済情勢・景気動向や企業業績など投資判断の前提となる一般的な情報を知らせたり現在や過去における当該有価証券の株価や騰落率、基準価額等を紹介すること

4 弁護士法との兼ね合い

弁護士資格を持たないFPは、具体的な法律判断や法律事務を行ってはならない

- ✕ 遺産分割の問題が生じた際に、相談人の意見調査・債権債務関係の法的な処理をFPが行うこと
 - ➡相談人の意見調査はFPが行い、債権債務関係の法的な処理は弁護士が行う
- 弁護士でない者が一般的な法律の説明を行うことや、公正証書遺言の証人、遺言執行者、任意後見人となること

5 社会保険労務士との兼ね合い

行政機関に提出する申請書等の作成・提出は社会保険労務士でなければならない

- ✕ 年金裁定請求書を、社会保険労務士資格を持たないFPが作成および提出すること
- 年金の受給見込額を計算すること

6 宅建業法との兼ね合い

自らの不動産を貸す以外で、不特定多数の人に反復または継続して取引する場合には、宅建業の免許が必要となる

※顧客が所有する賃貸用マンションを媒介して仲介手数料を受け取ること

ライフプランニングの手順

